

# 建設現場における遠隔臨場の試行に関する特記仕様書

## 1. 遠隔臨場の実施

受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」、「立会」と「検査」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、『建設現場における遠隔臨場に関する試行要領（以下、「試行要領」という）』の内容に従い実施する。

## 2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場条件等により遠隔臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間に協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。受注者は適用する工種、確認項目については、試行要領の参考資料「3. 確認項目の適用性」別表 1～3 を参考とする。

## 3. 実施内容

### (1) 段階確認・材料確認、立会、検査での確認

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」、「立会」と「検査」を行うものである。

### (2) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督員等と協議し決定するものとする。

### (3) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査の依頼があった場合、協力するものとする。詳細は、監督員等の指示による。

### (4) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、受注者から請求があった場合に技術管理費に積上げ計上する。なお、詳細については、試行要領「6. 費用について」を参照すること。